

## 経済学研究科のデータ保存及び管理に関する申し合わせ

経済学研究科・研究倫理審査委員会

平成 29 年 5 月 11 日

### 1. 目的

本申し合わせは、「東北大学における公正な研究推進のための研究データ等の保存及び管理に関する指針」（平成 28 年 3 月 29 日、統括研究倫理推進責任者 裁定）に基づき、経済学研究科において、人文・社会科学分野の研究を行う研究者（以下、研究者）の研究データの保存及び管理に関する具体的な方法を定めるものである。

### 2. 研究データの記録、保存及び管理義務

研究者は、研究結果の発表後、研究データの性格に応じ、次のように記録、保存及び管理を行うものとする。

- (1) 学会発表、論文、著書、ジャーナリズムなどでの研究成果発表（以下、研究成果）において、根拠資料や引用として示すデータが、すでに出版・公開されており、第三者が容易に確認できる場合には、特に保存・管理の必要はなく、研究成果中に引用頁数まで明確に記載し、検証可能なようにすること。
- (2) 研究成果に示すデータが、出版・公開されておらず、当該研究者などごく一部しか所有していないものである場合には、整理・保存を体系的に行い、成果発表後に検証の必要がある場合に対応できるよう、研究者の責任において保存及び管理すること。
- (3) 研究成果に示すデータが、質問紙調査に基づく場合には、調査回答用紙を PDF 等デジタルデータ若しくは紙媒体の形で、研究者の責任で保存及び管理すること。

web アンケート等を含め、回答結果を入力したデータ（エクセル等）及びデータに基づき加工・編集したデータ等は、両者の区別と関連がわかるように整理し、研究者の責任で保存及び管理すること。また、データはバックアップを取って研究者の所属する部局等において管理すること。

- (4) 研究成果に示すデータが、インタビューや観察記録など個人情報を含む場合には、PDF 等デジタルデータ若しくは紙媒体の形で、研究者の責任で保存及び管理すること。

紙媒体の資料については、鍵のかかる保存庫への収納、デジタルデータについては、記録媒体にパスワードを設定し、インターネットに接続したパソコンとは独立させるなど個人情報の流失に厳格に配慮すること。

- (5) 発表準備のための構想、草稿、図表、画像など準備過程における生成物については、一定の段階ごとに日時を明確にして保存し、後日に検証が必要になった場合には、プロセスを

再現できるようにしておくこと。

(6) これらデータ（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、成果発表の発表後 10 年間とする。スペースその他の理由で紙媒体の保存が難しい場合には、デジタルデータの形での保存を、デジタルデータでの保存が時間コスト等の理由で困難な場合には、研究倫理推進責任者（研究科・研究倫理審査委員会）に届け出て、破棄するものとする。その際には、個人情報の保護に配慮しなければならない。

### 3. 研究者の転出とデータの保存・管理

研究者の転出・退職する場合には、研究者の属する基礎組織（研究室、研究センター等）にデータの保存・管理を継承させるか、研究者本人が引き続き保存・管理するかを明確にし、研究倫理審査委員会に届け出なければならない。

### 4. 個人情報保護等他の法的規制との関係

特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。

研究成果に示すデータに関して、そのデータの所有者または提供者との間に研究期間終了時のデータの破棄等の取り決め等がある場合は、それに従うものとする。

データの保存・管理について、この申し合わせによるのが困難な場合については研究倫理推進責任者（研究科・研究倫理審査委員会）において判断するものとする。